

東京都児童福祉審議会 第5回専門部会 (社会的養育推進計画の策定に向けた検討) 資料集

<施設の機能転換等>

○養育家庭センターについて	1
○元養育家庭センター職員ヒアリング記録	2
（平成26年期専門部会（家庭的養護の推進）第4回部会（平成27年11月16日）議事録からの抜粋）	
○里親支援専門相談員の業務内容	5
○自立支援強化事業の概要	6
○児童養護施設退所者の実態調査 調査の概要	7
○児童養護施設退所者の実態調査 結果の概要	8
○児童養護施設退所者等の中途退学の状況等について	9
○児童自立支援施設の概要	10
○「自立支援チーム」派遣事業について	11
○児童自立支援施設提携型グループホームについて	12
○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要	13
○ジョブ・トレーニング事業の概要	14
○地域生活支援事業（ふらっとホーム）の概要	15
○児童養護施設退所者等の就業支援事業の概要	16
○児童養護施設等退所者に対する支援（その他）	17

<児童相談所・一時保護所の改革等>

○児童福祉司・児童心理司の配置基準	18
○児童福祉司の採用方法等	19
○児童相談所の職員定数	20
○児童福祉司・児童心理司経験年数	21
○平成31年度研修計画	22
○児童相談所の組織	25
○子供家庭支援センターの組織	26
○児童相談所に求められる専門性	27
○児童相談所相談受理件数	28
○児童福祉司一人当たりの虐待相談受理件数	29
○東京都児童相談所の非常勤弁護士と協力弁護士について	30
○一時保護所の入所定員	31
○親権・後見人・立入調査等	32
○一時保護所での新規保護人数	33
○一時保護委託での新規保護人数	34
○一時保護所における入所率、平均保護日数	35
○一時保護所・退所先別状況（被虐待児童）	36
○一時保護所の外部評価について	37
○平成30年度一時保護所第三者委員活動結果について	45

養育家庭センターについて

1 設置経緯

- 昭和47年度 児童福祉審議会意見具申「養育家庭を積極的に開拓、指導していくために、窓口を社会に密着させること、即ち養護施設に新たにその窓口を設置する」
- 昭和48年度 養子縁組を前提としないで、児童の養育を委託する制度として養育家庭制度を独自に創設。
養育家庭を希望する都民の相談窓口として「養育家庭センター」開設(昭和61年度までに9所の開設)。
(東京都石神井学園、東京育成園、調布学園、至誠学園、共生会希望の家、ベトナム学園、のぞみの家、バッド博士記念ホーム、二葉乳児院)

2 業務内容

養育家庭の開拓、申込み、児童と里親のマッチングと交流・委託後の支援など、里親認定及び措置に関わる業務以外の大部分

3 廃止に至った経緯

- 平成13年度末廃止。平成14年度から児童相談所が直接指導支援を実施。
(廃止理由)
発足から30年が経過し、下記のような課題が顕在化。
 - 養育家庭の登録数や委託児童数の伸び悩み
 - 養育家庭センターと児童相談所との業務がすみ分けられなくなった
 - 児童相談所側の養育家庭への関わりが薄くなった 等

4 廃止後の状況

- 平成14年度 養育家庭支援センター(東部・西部)開設(～15年度末)
- 平成15年度 専門養育家庭、親族里親制度開始、レスパイト制度開始
- 平成16年度 全児相に養育家庭専門員、養育家庭担当児童福祉司の配置
- 平成20年度 里親支援機関事業開始(里親家庭訪問等児童相事業の一部を民間機関に委託)
- 平成24年度 乳児院・児童養護施設に里親支援専門相談員の配置
- 平成29年度 乳児院の家庭養育推進事業の開始(里親交流支援員の配置等)、新生児委託事業の開始(二葉乳児院委託)、チーム養育の開始

元養育家庭センター職員ヒアリング記録

平成26年期東京都児童福祉審議会専門部会（家庭的養護の推進）

第4回部会（平成27年11月16日）議事録からの抜粋

家庭的養護の現状等について（有識者等ヒアリング）

戸田朱美氏（元養育家庭センター職員）

養育家庭センターの元ワーカーとして働いておりました戸田という者です。

養育家庭センターといいますのが、1972年に養育家庭制度が発足したときの最初の仕組みだったと思っております。それで、2002年の3月に養育家庭センター制度は廃止されました。その時点でいろいろなことがあって養育家庭センターとしての振り返りはしていないので、これから私が話をしますことはある意味、当時関わっていたスタッフの一人としての個人的な考えであるということをお伝えしたいことと、振り返りが10年前に廃止されたことを今、化石のように話をしろと言われていることになりますが、今の養育家庭さんの仕組みに何か貢献できればと思って今日は来ております。

先ほど申し上げましたように、養育家庭制度実施に当たって一番初めの仕組みということで、最初は直営施設を含めた4つの児童養護施設に養育家庭センターが指定されました。廃止の段階では、乳児院を含めた9つの施設に養育家庭センターが指定されています。

養育家庭センターの仕事というのは、大きく分けると3つありました。

1つ目は児相との連携のもとに里親さんの申し込みから登録、それから子供とのマッチングから引き合わせ、委託、それから委託中のケア、それから委託解除後のことです。解除後に関しましてもいろいろな解除の仕方はありますが、解除後にも相談が入っていましたのでそこら辺のケアも含め、養育家庭の委託に関するほとんど全てを児相との連携のもとにやってまいりました。

それから、2つ目は制度の普及啓発、養育家庭の開拓ということでありました。

3つ目は、里親会活動への支援です。

これらの業務を振り返りますと、1つ目の養育家庭全般の取組を一養育家庭センターに2人の専任のワーカーでやっていて、ある時期、私のセンターでは本体施設の定員と同じだけの養育家庭の子供たちをケアしていました。それはなぜできたのだろうかというと、杉浦さんが施設の機能を使ってくれればとおっしゃっておりましたが、やはり生活施設である児童養護施設は子供が委託される背景から、その子がどんな思いでいるのか。それから、解除されて社会に出ていった後、どんな問題を抱えるのかということでの専門性をかなり有しているからではないかと思います。

それから、最近では心理職の配置等もございます。そういう意味で、2人の専任ワーカーでしたが、本体施設が持っている機能、専門性はかなり十二分に使わせてもらっていたのではないかと思っております。そういう意味では24時間、けんかがあれば夜中に飛んで行ったこともありますし、それから空き定員という形で2名の定員があり、施設の状況によっては使えなかったのですけれども、里親さんのレスパイトとか、里親子関係で切り離したほうがいいだろうというときに、別に児童相談所、一時保護所を使わなくても2~3日とか、施設の職員の助けを借りて使うことができたこともあります。

それから、先ほど言いましたアフターケアに関しても相談を受けることができたということで、やはり全般に関わることができたのは施設に併設したことが大きいのだろう。その当時、養育家庭センター長と本体施設の施設長は兼任、兼務しておりましたので、社会的養護の子供に対する理解と、施設の中には養育家庭を活用する必要がある子がいるということを時のセンター長の十二分な理解と熱意があったからできたことではないかと、今回振り返って思いました。

2点目の開拓の普及に関しましては、10月の里親月間に関しましては本庁の担当者と一緒に企画運営を考えてきました。

ただ、先ほど乳児院の方がおっしゃいましたように、自分の管轄地域に関する開拓というのではなく限界というか、難しさがありました。それは、「東京都の制度でしょう。何でうちの区でPRするのか。うちの区の広報誌はうちの区の人が優先だ」という形でした。そういう意味で一般的な広報活動は難しかったのですが、あるとき地区担当の福祉司さんが、「今度小学校、中学校の先生方と話し合う会議があって、そこで5分だけ時間をとったからPRしていいよ」という形で、別にそれは児童の福祉司さんの役割でも何でもないんですけども、役割を超えたところでやはり重ねてその養育家庭制度をPRしたいという思いがあったので、そのような機会を得たことを覚えております。

それから、3点目は里親会活動の支援ということで挙げましたけれども、日常の家庭訪問を月1回、委託当初は毎週のようにやっておりましたが、その家庭訪問以外に全体活動で運動会をやったり、ピクニックというか、遊びに行ったりする中で養育家庭さんの状況、未委託の方も含めてそれはどんな御家庭なのか。それから、委託された子供がどんな顔でお母さんと話をしているかということを家庭訪問以外の場でも情報収集できるというメリットがありました。

それから、そのような活動を通して子供にとっては自分が里子ではないということを何となく感じているというか、それを機会に養育家庭さんは「あなたは里子である」と言いやすかつたりしていたのではないかという感覚を持っております。

その他に、養育家庭センターのセンターワーカーとして東京都全体の制度であるので、最終的には9つの地域を担当することになりましたが、対都民としては同じサービスを提供する。同じような支援をしていかなくてはならないのではないかということで、発足当初から月1回、指導員会議というものをやっておりました。その中では、事例検討ということで不調という言葉がありましたが、不調になった子供たちについても事例検討を重ねて、その中では率直に自分たちのしてしまった失敗を含めて話し合ってきていました。

その中では措置変更児童調査というのも実施して、先ほどありましたようにどういう傾向の子が短期間で不調になるのか等もやりましたし、自分たちの質の向上のために座学だけではない演習を含めた研修も実施したりしてきました。指導上の留意点という、今でいう里親委託ガイドラインと似たものをつくっていきました。配属先というか、本体施設は違うのですけれども、同じ仕事をしているということでいえば指導委員会を丸一日かけておりましたけれども、ピアスーパービジョンとしての役割を果たしてきたのではないかと思っております。

それから、センターは先ほどありました養育家庭と、その委託された子供の施設と児童相談所の間を調整、仲介的な役割も果たしましたし、それから親子関係の調整機能といいますか、仲介、この子はこう思っているんじゃないかなというような間に入って関わるというようなこともしてきたのではないかと思っております。

最後になりますけれども、課題、それでもできなかつたことは多分にあります。児童との連

携では養育家庭が見えないというふうな形で、幾つかの批判はいただいたような記憶があります。それは委託当初からの役割分担の中と、それから里親会活動を支援していく中で、やはり児童福祉司さんが出会う場面、養育家庭さんと出会う場面の情報量の少なさはどうしても生じるし、それから担当ケースといいますか、その当時、福祉司さんの中で養育家庭は手間がかかるし、面倒なのでと考える方やケースを持っていらっしゃらない方もいましたので、そのような形の情報量の違いはどうしても起きていて難しかったかと思うんです。

ただ、それは役割分担ということだったのですけれども、先ほどPRのことで役割を超えて福祉司さんが動いてくださることによって開拓ができたということを考えますと、役割分担しながらどこの部分は一緒にやれるのかということもやはり重ねていく作業ということも考えていかなければいけないんじゃないかな。あの時代に考えていたら、もう少し連携ができたんじゃないかなと思っております。

それから、私自身の主観でしかないんですけども、養育家庭というはある意味、通常の家庭とはどうしても違うという気がするのですが、そこら辺を地域の方、学校、友達のお母さんとかに親族までも含めて理解してもらうことの難しさとか、何とも言葉にあらわせないものを持っていらっしゃる。だからこそ養育中に困ったことが、子供のことも、「戸田さん、これは愚痴だと思って聞いてくれますか」という本当に前置きから、愚痴なんだよというところから、この子を嫌っているわけではないんだ、こう言いたいんだよねと、言いたいことを聞いていた経験がありますので、そこら辺がわかって、細かいことを言わなくとも理解して共感してくれる他者というのはどの養育家庭さんも求めているんじゃないかなと思います。そういう意味で、センターワーカーはある意味その一人として求められていましたし、里親さん同士の先輩も養育家庭もそういう形で求めていらっしゃるのではないか。

それから、社会的養護の子は施設で暮らしている子も里親委託された子も私の中では2つのテーマを抱えているように思っております。

1つ目は、なぜ自分が産んだ親が育ててくれないのだろうかという出自、自分のことですね。2つ目は、自分はいつまでここにいるんだろう、将来はどうなるんだろうという不確かさです。その見通しの不確かさというのは施設にいる子も里子も同じところは持っているんじゃないかなと思っておりますし、それをどういうふうにその子自身が解消していくのかというの子の個別性によりますし、20歳になったから解消するものでもない。

ただ、そのテーマに関して子供の求めがあったらやはりつき合う。伴走者としている人であったり、期間というのは、養育家庭制度は18歳までの間、家庭に預ければいいということではないので、子供にとってその伴走者になれる存在をどういうふうにつくっていくのかということは考えております。

それから、最後になりますけれども、先ほどの若狭さんと澁谷さんの話を伺いながら思っていたのですが、あるときに私が自分のケースで大学の先生に相談したときに、大学の教官から、ところであなたは子供のことを思っているけれども、養育の主体は誰なのかと聞かれました。どんなに不十分な養育家庭さんであっても、その家庭にこの子供の組み合わせがいいだうと思ったときには、その養育者である養育家庭さんの考え方をやはり主に置かないと支援はできないんじゃないかなということをそのときに教えてもらったような気がしております。

以上です。すみません。時間をとってしましましたが、終わりります。

里親支援専門相談員の業務内容

1 業務内容

(1) 里親委託推進、委託後のアフターケア

- ① 入所児童の委託の促進
(乳児院において里親交流支援員を置いている施設は合わせて行う)
 - ・入所児童の状況把握及び里親委託候補児の選定
- ② 里親と児童の交流支援
(乳児院において里親交流支援員を置いている施設は合わせて行う)
- ③ 委託後のアフターケア
・長期外泊から委託後概ね6か月まで、必要に応じて家庭訪問を実施

(2) 地域の里親子・ファミリーホーム支援

- ① 新規委託時フォローアップ訪問（長期外泊から委託後概ね6か月まで）
- ② 定期巡回訪問（半年に1回以上）
- ③ 求めに応じた相談・援助（養子縁組成立後の元里親子の支援も含む）
 - ・来所や電話による相談等
 - ・施設職員の研修会・勉強会等への里親の受入れ
 - ・専門機能強化事業を活用した相談等
 - ・自立支援強化事業を活用した相談等
 - ・児童向け自立支援研修への里子の受入れ
 - ・自立支援棟の活用
- ④ 施設実習の受入れ（養子縁組成立後の元里親子の支援も含む）
 - ・定期的受け入れのための年間計画作成・実習プログラム策定・体制整備・実習実施後の評価
- ⑤ 育児家事援助者派遣

- ⑥ 保健師等による訪問支援事業の実施

- ⑦ 学習ボランティアの派遣調整等

- ⑧ 都制度レスパイトケアの受け皿

- ⑨ 都事業への協力

- ・里親支援機関事業の「養育体験」「里親トレーニング事業」、養育体験発表会、里親サロンの場の提供等の調整

(3) 普及・啓発活動及び里親開拓

- (乳児院において里親交流支援員を置いている施設は合わせて行う)

- ① 児童相談所と連携した啓発行事の実施
- ② 施設行事への参加
- ③ 地域に密着した普及・啓発活動の実施

(4) 実親子の交流支援への協力

2 関係機関等との連携

(1) 関係者会議への参加

(2) 里親支援専門相談員の会議への参加

〔「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(国通知:雇児0405第11号平成24年4月5日)に基づき、東京都が里親支援相談員の業務内容について定めた通知(平成30年3月7日付29福保子育第2738号)より抜粋〕

自立支援強化事業の概要

事業目的

児童養護施設に入所している児童の自立に向けた施設入所中の支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行える体制を整備し、社会的養護のもとで育つ子供の自立を図る。（各児童養護施設に「自立支援コーディネーター」を1名配置、支援対象者の多い施設に対しては2名配置）【平成24年度事業開始】

自立支援コーディネーターの役割

以下の取組等を通じた組織的な自立支援体制の構築・推進（施設における自立支援のマジメント）

- ①自立支援計画作成への助言及び進行管理
- ②児童の学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
- ③高校中退者など個別対応が必要な児童に対する生活支援、再進学又は就労支援
- ④施設退所者に関する継続的な状況把握及び援助（アフターケア）

平成30年度配置実績

	配置施設	うち複数
民間児童養護施設	50施設	6施設
都立児童養護施設	6施設 (全施設)	1施設

自立支援コーディネーターの要件

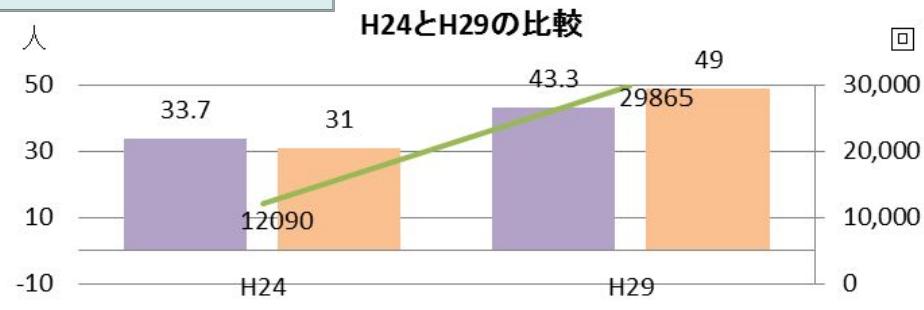
- ①児童養護施設又は自立援助ホームにおいて、養育・支援に5年以上従事した者であること
- ②直接処遇職員等とは別の専任の職員であること
(直接処遇の勤務ローテーションに入ることはできない。)
- ③都が指定する研修を実施すること
- ④施設におけるアフターケアの実績が右表の人数及び回数を満たすこと

補助基準額

支援の実績	補助基準額
支援対象者10人未満又は支援回数60回未満	2,209,117円
支援対象者10人以上かつ支援回数60回以上	5,740,405円
支援対象者80人以上かつ支援回数480回以上	11,480,810円

※常勤単価×2名分

実績の推移



現場から寄せられる声

- 支援対象者の増加に加え、退所者1人当たりに対する支援回数が増加し、かつきめ細かい支援が求められ、コーディネーターの業務量が増加している。
 - 自立支援コーディネーター複数配置（男女別）が求められている。異性への家庭訪問はリスクが伴う。
 - アフターケアに対する事業費の支援がなく、支援対象者の施設訪問など支援を受けるための経費（交通費等）が本人負担となるため、本人負担が重く感じ、支援を受けにこない対象者がいる。
 - 自立支援に有用な支援（奨学金など）の情報や金銭面の相談や資金の運用計画等の情報がない。借金等金銭で困る児童が多い。
 - 幅広い分野の知識が必要
 - 里親・里子に対する支援がなくて困っている。里親支援は里親支援専門員だけでなく、支援の拡充が必要
- ※民間児童養護施設のみ

児童養護施設等退所者の実態調査 調査の概要

(平成29年2月時点資料)

■調査目的

児童養護施設等退所者の退所前後や現在の生活状況等を把握し、現状の自立支援策の有効性及び今後の支援策の検討に役立てる。

■調査対象者

以下の施設等退所者

- ・児童養護施設 (保護者のいない児童等を養護する施設)
- ・自立援助ホーム (児童養護施設等を退所した児童の自立を援助する施設)
- ・児童自立支援施設 (不良行為をした児童等の自立を支援する施設)
- ・養育家庭 (保護者のいない児童等を養育する家庭)
- ・ファミリーホーム (養育者の家庭で6人程度の児童を養護する家庭)

■調査期間

平成27年12月から平成28年1月まで

■回答者数

637人 (回答率32.4%)

(内訳 児童養護施設475人、自立援助ホーム75人、児童自立支援施設41人、養育家庭37人、ファミリーホーム9人)

■調査項目

- 現在の生活状況や仕事の状況
- 施設に入所した際の気持ち
- 施設等の生活で身についたこと
- 退所に向けて受けた支援
- 退所後の進路について
- 退所後の施設等との交流
- など

【調査の特長】

前回調査との比較

平成22年度に実施した前回調査と比較し、現状の自立支援策の有効性及び今後の支援策を検討

自立支援コーディネーター配置・未配置施設の比較

[自立支援コーディネーター]
児童養護施設において、児童の自立支援や退所後の支援を行う職員（事業開始24年度）

ジョブ・トレーナー配置・未配置施設の比較

[ジョブ・トレーナー]
自立援助ホームにおいて、主に退所児童等へ就労定着支援を行う職員（事業開始25年度）

児童養護施設等退所者の実態調査 結果の概要

【全体的な傾向】

- 退所後、進学した者の割合は43.1%※で、前回調査と比べて約6ポイント増加
(※進学先：大学・短大38.5%、専門学校33.5%、高校25%)
- 退所後、進学した者のうち、中途退学した割合は20.8%で、前回調査と同程度
- 現在の雇用形態は、正規雇用者45.2%、非正規雇用者46.8%（参考：全国15歳から24歳の正規雇用者の割合70.0%）

【施設種別毎の特徴】

■児童養護施設

- 入所中、退所後の進路を十分相談できたという回答は、38.5%と前回調査と比べて約9ポイント増加

【自立支援コーディネーター配置の効果】

- 施設職員が大いに支えになったという回答は、自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割
- 退所後に職場との関係調整について支援を受けた割合が、40.8%で前回調査と比べて約20ポイント増加

➢ [29年度拡充策]

コーディネーターを要支援者数に応じ複数配置

■自立援助ホーム

- 働いている者の割合は、85.7%と前回調査と比べて約14ポイント増加

【ジョブ・トレーナー配置の効果】

- 職場の人間関係や心身のストレスが理由で転職した割合は、ジョブ・トレーナー配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割

➢ [29年度拡充策]

ジョブ・トレーナー配置施設13施設 → 15施設

■児童自立支援施設

- 退所後進学した者は92.7%※で、前回調査から約30ポイント増加
(※進学先：高校92.1%、専門学校5.3%)
- 退所後に進学した学校を中途退学した者は約3割
(参考：全国高等学校中退率1.5%)

■養育家庭

- 措置解除(概ね18歳)の際に養育家庭が支えになったと回答した割合は97.3%
- 養育家庭への委託が解除された後、約3割が養育家庭で生活

児童養護施設退所者等の中途退学の状況等について

■進学した学校の在籍・卒業状況

	卒業した	中途退学した	現在も在学中
平成22年度調査	36.0%	21.3%	42.7%
平成27年度調査	33.9%	20.8%	45.3%

※「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査(平成29年2月)」より

平成27年度調査の施設等種別毎の比較

	卒業した	中途退学した	現在も在学中
児童養護施設退所者	38.9%	17.7%	43.4%
自立援助ホーム退所者	11.1%	33.3%	55.6%
児童自立支援施設退所者	21.1%	31.6%	47.4%
養育家庭措置解除者	18.8%	31.3%	50.0%

※「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査(平成29年2月)」より

■(参考)高等学校中途退学率

	平成29年度
全世帯	1.3%
生活保護受給世帯	3.8%

※全世帯は「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成30年10月)」より

※生活保護受給世帯は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

児童自立支援施設の概要

概要

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。(児童福祉法第44条)

定員・寮編成

	対象年齢	定員	寮				
			計	男子 一般寮	女子 一般寮	男子高年 齢児寮	女子高年 齢児寮
萩山実務学校	中1～中3、中卒児	120名	10	6	3	1	
誠明学園	小4～小6、中1～中3、中卒児	132名	11	6	3	1	1

アフターケア

入所中に構築した職員・児童間の信頼関係を活かして、退所後の生活の安定や自立を支援するためのアフターケアを実施している。

【主な取組】

○電話連絡

児童本人や保護者から生活状況等を確認し、必要に応じてアドバイスを行う。

○通所指導

退所児童に定期的に施設へ来所してもらい、生活状況等について児童から話を聞き、必要に応じてアドバイスを行う。

○訪問指導

家庭訪問や関係機関へのアウトリーチを行う。

定員の推移

	～H23	H24	H25～
誠明	154	152	132
萩山	98	100	120
計	252	252	252

1寮定員の変更(14→12名)
→萩山3寮増改築(H24年)

「自立支援チーム」派遣事業について

課題・目的

■児童自立支援施設における課題： 高校進学のタイミングで退所した児童の、 学校や家庭環境等での不適応に対する支援

- 保護者や児童が、相談者や支援者とつながれないまま、問題を抱え込み、不適応となるケースが多い。(児童が学校で相談できない、学校と保護者の連携不足等による)
- 施設でのアフターケアには限界がある(特に、高校生活の中で抱える問題に対しては、具体的に把握できず、効果的な支援が困難)

対応策：進学した高校での支援を
最大限活用できる環境づくりを行う

活用

都立学校「自立支援チーム」派遣事業

【概要】

- 教育庁が平成28年度から、都立高校等における不登校・中途退学未然防止対策として実施【自立支援チームの役割】

○都立高校等と連携し、中途退学の未然防止、不登校生徒への支援、生徒及びその家族が抱える課題への福祉及び就労支援、都立高校を中退した生徒への就労・再就学支援を行う。

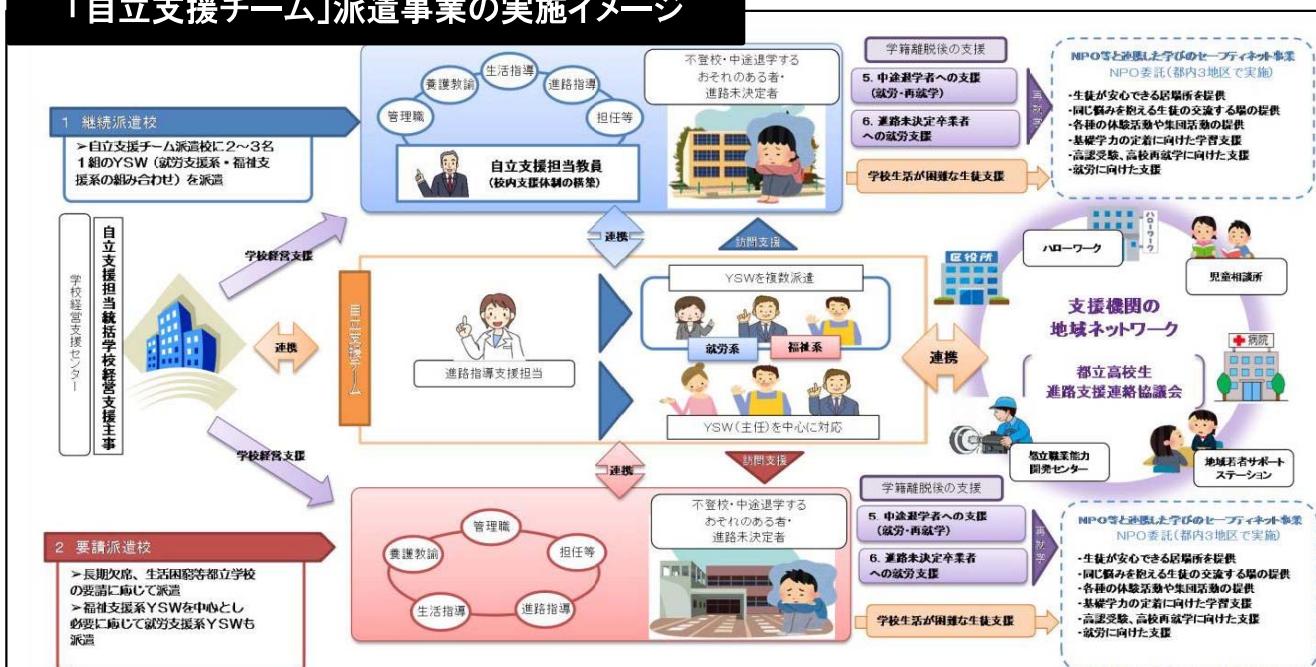
【自立支援チームの構成】

○都立高校で生徒の支援に当たる「自立支援チーム」は、ユースソーシャルワーカー(YSW)と、YSWの調整やコーディネートを行うユースアドバイザー(YA)及び急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るために、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー(主任)によって構成。

○YSWは就労支援系のスタッフと、福祉支援系のスタッフがいて、指定校に2～3名1組で派遣。また、学校からの要請に基づき、全ての都立高校にスタッフを派遣。

- ### 【YSWの主な役割】
- 生徒の課題を個別に把握し、就労機関や福祉機関等との連携により生徒が自立した社会人へと成長していくための支援を実施

「自立支援チーム」派遣事業の実施イメージ



取組内容

- 教育庁と連携し、児童本人・保護者が、進学した高校での支援を最大限活用できる環境づくりを行う(主体者は児童本人と保護者であり、施設の役割は情報提供と環境整備)

- ① 施設職員から児童本人及び保護者へ説明
- ② 支援を必要とする児童について、教育庁へ情報提供。必要に応じて、教育庁から都立高校へ合理的配慮等を要請
- ③ 高校生活の安定を図るため、自立支援チームを介し、児童自立支援施設と学校が連携

- 「自立支援チーム」の研修の中で、施設職員が、児童自立支援施設の取組等を情報提供するなど、連携に向けた取組を行っている。

児童自立支援施設提携型グループホーム(GH)について

課題・目的

■課題:児童自立支援施設退所後の生活が不安定

- 多くの刺激のある環境の中での生活となるため、生活態度が乱れる。
- 児童自立支援施設入所中に中学校を卒業し、高校進学した児童は、入学後1年以内に退学する者が多い。(特に、家庭復帰した児童、他の児童養護施設へ措置変更した児童)

課題の背景

『児童に関する問題』

- 枠のある施設生活とのギャップ

『保護者に関する問題』

- 監護能力の欠如
- 非行予防に対する認識不足

『他施設へ措置変更した場合の問題』

- 施設職員等と新たな信頼関係を構築しなければならない

GHの目的

- 児童自立支援施設を退所した後も、地域の中で日々の生活を通して、見守り、必要な援助を行うことで、生活の安定や通学の継続、社会的自立を支援する。
- 前施設(児童自立支援施設)職員の関わりを継続することで、児童に一貫した支援を行う。

GHの概要

■事業概要

民間の児童養護施設と児童自立支援施設が連携協定を結び、児童自立支援施設を退所した児童が、児童養護施設が運営するGHへ入所(措置変更)する。

■対象児童

児童自立支援施設で、高等学校への通学継続等自立支援目標を達成し、さらなる自立に向けてのステップが必要な児童

■提携型GH

【誠明学園】

Aホーム(定員6人)

対象児童:高齢児寮の男子児童
開設時期:平成18年2月

Bホーム(定員6人)

対象児童:高齢児寮の女子児童
開設時期:平成22年2月

【萩山実務学校】Cホーム(定員6人)

対象児童:高齢児寮の男子児童
開設時期:平成24年8月

GHの取組・効果

■具体的な取組

- 児童自立支援施設の本園としてのバックアップ体制
 - ・定期的な連絡協議会の開催による、児童に関する情報交換
 - ・連携担当職員による定期的な訪問
 - ・児童に係る問題発生時の応援体制
 - ・児童の自立支援施設への行事参加、心理担当職員による面接

- 枠のある施設生活から地域生活への緩やかな移行
 - ・児童自身の自律性や責任感の育成

■効果

○問題が生じた時には、児童が児童自立支援施設に一時的に生活の場を戻すことで原点を振り返っている。そのことが、児童にもホーム職員にも大きな安心・安定感につながっている。

○児童を支援する資源が増え(児童自立支援施設、GH両面から支援)、児童自立支援施設を退所した児童の生活実態が非常に不安定な中、概ね社会的自立後の生活継続と高校卒業を達成している。

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

概要

■目的

児童養護施設の退所児童等であって、義務教育終了後、就労自立を目指す児童に対して、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行うことにより、それらの児童の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与することを目的とする。

■基準

- ①設置運営主体:児童福祉事業に豊かな経験と熱意を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等
- ②定員:5名以上20名以下
- ③設備:居室:1人あたり4.95m²以上(男女の居室は別) その他日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互交流のできる設備
- ④職員:ホーム長及び入居定員6名に対して常勤2名、非常勤1名(入居定員15名に対しては常勤5名、非常勤1名)

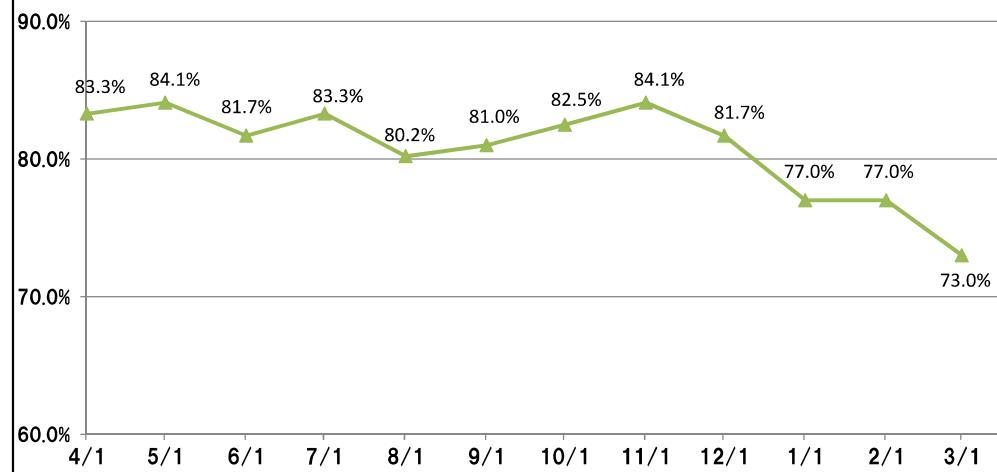
■対象児童

義務教育を終了した満20歳未満の児童等であって、本人の申込みを受けて都道府県(児相)が援助の実施を決定したもの
(大学等に就学中の場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象)

■設置数・定員

- | | |
|--------------------|--|
| 20ホーム:総定員138名 | (子どもシェルター)
虐待を受けた児童等の緊急の避難先。
平成23年度より自立援助ホームの制度を適用 |
| 15名定員:2か所 | |
| 6名定員:16か所 | |
| 子どもシェルター(6名定員:2か所) | |

自立援助ホーム(シェルター除く18ホーム)の入居率(平成30年度)



■公費負担

- 国経費(委託費) 国1/2、都1/2
- 都加算経費
民間社会福祉施設サービス推進費補助金(社会福祉法人)・
自立援助ホーム支援機能強化補助金(NPO法人) 都10/10
- その他都単独補助事業
ジョブ・トレーニング事業(平成25年度から)

沿革

- 昭和49年4月(都) アフターケア事業として、児童養護施設等の退所者支援を行う法人に対して補助事業を開始
- 昭和59年4月(都) 自立援助ホーム事業を制度化し、補助事業として実施(アフターケア事業は廃止)
- 昭和63年10月(国) 自立相談援助事業(補助事業)として制度化(補助率 1/2)
- 平成10年4月(国) 【児童福祉法改正】第2種社会福祉事業「児童自立生活援助事業」として法定化
- 平成21年4月(国) 【児童福祉法改正】対象年齢(20歳未満まで)引上げ、児童等本人申込み制度導入及び運営費の負担金化
- 平成24年2月(国) 子どもシェルターへの自立援助ホーム制度の適用
- 平成29年4月(国) 【児童福祉法改正】大学等就学者については対象年齢(22歳の年度末まで)引上げ

ジョブ・トレーニング事業の概要

事業目的

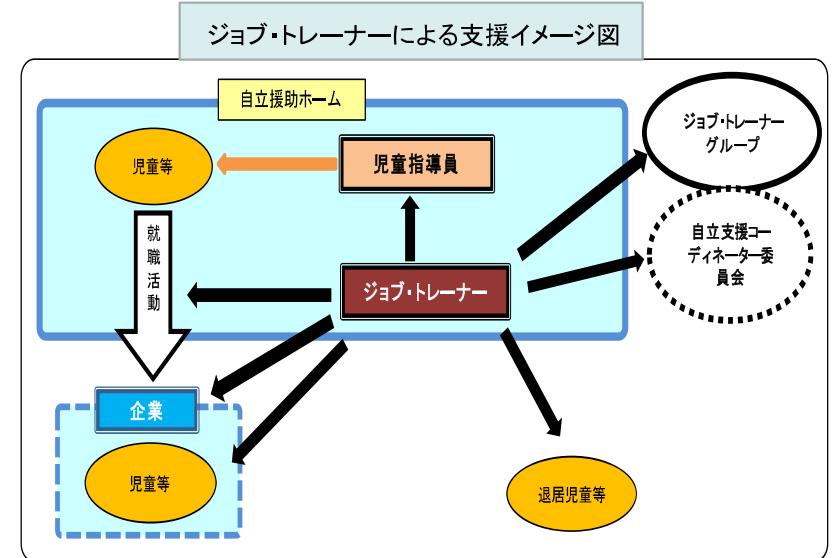
自立援助ホームに入居中又は退居した児童等への就労定着支援等を手厚く行える体制を整備し、社会的養護のもとで育つ者の自立を図る。
(各自立援助ホームに「ジョブ・トレーナー」(非常勤)を1名配置する。)

ジョブ・トレーナーの業務

以下の取組等を通じた就労定着支援等を行う。

- ① 支援に係る工程表の作成及び工程表に基づく支援の実施
- ② 児童等の職場訪問、職務状況の把握、指導方法、配置等に関する職場関係者への助言
- ③ 児童等の職務に応じた作業手順プログラムの作成並びにプログラムに基づく説明及び指導
- ④ 児童等の就労定着に資する就労支援、その他支援の実施又は指導員への助言及び指導

平成25～27年度	モデル事業(6ホーム配置)
平成28年度	本格実施(13ホーム配置)
平成29年度	14ホーム配置
平成30年度	16ホーム配置
平成31年度	18ホーム(全ホーム)配置(シェルターは対象外)



ジョブ・トレーナーの要件等

- ① 自立援助ホームにおいて、指導員としての実務経験3年以上又はそれと同等以上の就労支援経験を3年以上有すると認められること。
※同等以上とは児童養護施設の高齢児グループホームでの統括的な就労支援経験のこと。
- ② 児童福祉司任用資格を有すること。
- ③ 東京都が別に指定する研修を受講すること。(年3回)
- ④ ジョブ・トレーナーが直接処遇を行う場合は、以下の条件を満たすこと。
 - (1) ジョブ・トレーナーと直接処遇の勤務日を分けること
 - (2) 月の勤務日数の半分以上をジョブ・トレーナーとして勤務すること
- ⑤ ホームにおける支援の実績(※)が、右表の人数及び回数を満たすこと。

※支援の実績は、訪問、指導、電話などにより支援を実施した場合を対象とする。
支援要件のカウント対象は、現入居者及びホーム退居後10年以内の者とするが、支援 자체を否定するものではない。

- ⑥ ジョブ・トレーナーグループ(必須)、自立支援コーディネーター委員会(任意)へ出席すること。

支援の実績	補助基準額
支援対象者9人以上かつ支援回数54回以上	2,209,177円
支援対象者9人未満又は支援回数54回未満	補助対象外

(年度途中の配置の場合、「補助基準額 ÷ 12月 × 配置月数」が補助基準額)

地域生活支援事業（ふらっとホーム）の概要

概要

目的

施設等を退所した者が社会に出た後に、就労でつまずいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集まる場所を提供し、必要に応じて支援することによって、地域での生活を安定的なものとすることを目的とする。

【対象】児童養護施設・自立援助ホーム退所者、里親委託解除者等

事業内容（主なもの）

①退所を控えた児童に対する支援

○地域生活を始める上で必要な知識、社会常識、生活技能等を習得するための支援

○児童が抱える自立生活への不安や悩み等の相談対応

②退所後の支援

○住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題についての相談対応（必要に応じて他機関と連携する等の支援を実施）

○退所した者同士が気軽に集まり、意見交換や情報交換、情報発信等を行えるような場を提供（居場所事業～サロン）

実施主体及び規模

○実施主体は都（NPO法人等に委託して実施）

○都内2か所で実施（区部1か所、多摩部1か所）

H28児童養護施設等退所者調査

○現在困っていること

「生活全般の不安や将来の不安について」が51.5%で最も高い割合

○施設退所直後にまず困ったこと

「孤独感・孤立感」が34.6%で最も高い割合（前回調査29.6%）

○施設退所直後に望ましい支援

「経済的支援」に次いで「精神的な支援」が47.3%と高い割合

⇒ 依然として多くの施設等退所者が様々な不安や孤独感・孤立感を抱えており、
より一層の支援の充実を図るとともに、施設退所後も切れ目なく必要な支援を
実施していく必要

○施設等退所者の相談支援機関を知っているか

「知っている」の割合が33.4%

⇒ 施設等退所者の支援の必要性が高いにもかかわらず、相談支援機関
(ふらっとホーム)の存在が、対象者に十分周知されていない。

ふらっとホーム事業の取組強化

支援が必要な施設等退所者に、退所後も切れ目なく確実に支援が行き届くよう、また、施設等退所者が抱える課題に対して、より一層の支援の充実を図るために、平成30年度から取組を強化

ふらっとホーム

- ・相談支援
- ・居場所事業（サロン）等

連携強化

施設等

○施設等への訪問強化

施設等へ訪問し、施設職員及び対象者への事業説明・PRを充実する。

○施設等退所者の情報共有

「ふらっとホーム」と施設等で保有する情報を共有し、相互の機能連携により支援を充実する。
⇒ 支援を必要とする対象者の漏れを防止し、両者の連携による切れ目のない支援を実施

関係機関

○関係機関への同行支援の強化

関係機関につなげるべきケースについては、相談先を紹介するとともに、関係機関へ同行し、
必要な支援が受けられるよう、調整する。

⇒ 関係機関との連携により、対象者がかかる問題に適切に対処

連携強化
↑
「社会的養護自立支援
事業」の継続支援計画に
に基づく支援
↓

児童相談所

行政機関（生保、障害施策、女性
相談等）、医療機関、法テラス等

「児童養護施設退所者等の就業支援事業」の概要

事業概要

【目的】 施設退所者及び退所予定者(以下「施設退所者等」という。)に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図る

【実施主体】 都(職業紹介を行っている事業者に委託して実施)

【主な事業内容】 児童や施設からのニーズに柔軟に対応し、数名規模から数十名規模まで対応できる出張型セミナーや、個別のキャリア相談・ソーシャル・スキル・トレーニング等を行っている。

実績

●支援件数

					28年度	29年度	30年度	備考	
出張実施・集合実施型	施設退所者等に対する職場体験事業(就労体験インターン)	人員 (延数)	797	1,628	1,731	主に、児童養護施設の中高生が対象。数日～数ヶ月を期間とする、企業オフィスや工場、店舗等での就労体験体験を通じて、自分の適性を確認する等し、仕事のイメージをつかむことを目的とする。			
	ソーシャル・スキル・トレーニング					<p>○自立サポートセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会に出て自立する際に必要な知識や心構えについて学ぶことを目的としたセミナー ・「金銭教育」、「悪徳商法対策／自己防衛」「メンタルトレーニング」「コミュニケーション」「性教育」「はたらく先輩との懇談」等 <p>○キャリアセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職に向けた準備をするセミナー ・ゲームや診断を通して、自分の得意分野や興味を確認し、仕事のやりがいを擬似体験。更に、就職活動の知識・マナーについて学ぶ。 ・ビジネスシミュレーションゲーム、適職診断、マナー講座等 <p>○就活スキルトレーニング(施設職員向け)</p> <p>施設職員に対し、民間企業での人事経験を持つスタッフ等が、高齢児に対する就労支援・キャリア支援のノウハウを提供</p>			
	558		616	623					
個別対応型	個別就労サポート 就職活動スキルトレーニング	電話	人員 (延数)	367	528	680	<ul style="list-style-type: none"> ・相談(就業全般、キャリアカウンセリング) ・仕事探し、適職診断等の実施 ・就職活動対策(履歴書の書き方指導、面接指導等)の実施 ・面接同行、実施後のフォロー 		
			来所	人員 (延数)	52	44	44		
			訪問	人員 (延数)	82	127	100		
		その他	人員 (延数)	28	55	37			
			合計	人員 (延数)	529	754	861		
		ハローワークや支援機関の紹介・同行、社会資源の紹介	人員 (延数)	1	8	5			
			人員 (延数)	12	60	51	現に就業している施設退所者等の就業上の相談、指導及び支援、訪問・その他支援機関の紹介・同行		

●就業に繋がった件数

	28年度	29年度	30年度
児童養護施設	72	61	61
正社員	62	53	57
契約社員	10		
アルバイト		8	4
自立援助ホーム	1	8	8
正社員	0	4	4
契約社員	1		
アルバイト		4	4
養育家庭	1	0	0
正社員	1	0	0
契約社員	0		
アルバイト		0	0
ファミリーホーム	0	0	0
正社員	0		
契約社員		0	0
アルバイト	0	0	0
家庭復帰	0	0	0
正社員	0		
契約社員		0	0
アルバイト	0	0	0
合計	74	69	69

児童養護施設等退所者に対する支援（その他）

＜社会福祉協議会が実施する事業＞

自立援助促進事業	退所児童等が、就職、進学、住居賃貸借契約する際、施設長等が身元保証人及び連帯保証人になった場合の身元保証を行います。
自立生活スタート支援事業	施設退所後の自立生活支援を目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに、必要な資金の貸付けを行います。
児童養護施設入所者等に対する就職・進学支援	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉友愛互助会(杉浦・西脇)基金・ヒカリ興業奨学基金・ゴールマン・サックス・コミュニティ支援プログラム(進学支援プロジェクト)

東京都社会福祉協議会ホームページより引用

＜地域生活・就労支援を目的とした障害福祉サービス＞

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」、
独立行政法人 福祉医療機構「WAM NET」より引用